

嬉教委教第612号
令和2年3月16日

市内小中学校 保護者 様

嬉野市教育委員会
教育長 杉崎 士郎
(公印省略)

市内小中学校の臨時休業に伴う給食費の対応について（お知らせ）

早春の候、保護者の皆さまにおかれましては日頃より学校給食へのご理解、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、嬉野市立小中学校においては、新型コロナウイルス感染症にかかる対応として引き続き臨時休業を延長することになりました。

つきましては、給食の提供を行わなかった日数分の給食費については、次のとおり対応させていただきます。

保護者の皆さまのご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

記

- 1 給食停止期間 令和2年3月3日（火）～23日（月）
（24日（火）は終了式のため、給食提供はありません。）
- 2 臨時休業に伴う給食停止期間中の給食費
 - ① 小学1年生～中学2年生
…令和2年度の給食費で調整します。
給食停止期間14日分の給食費を、令和2年度の給食費から差し引きします。
 - ② 小学1年生～中学2年生で3月に転出する方または小学6年生で市内中学校以外に進学する方
…給食停止日数分の給食費を返金します。
 - ③ 中学3年生
…通常の3月の給食予定3日分のうち、停止した2日分相当額の品物をお渡しします。（卒業式当日）

嬉野市教育委員会教育総務課